

令和7年第12回
箕面市教育委員会定例会議録

箕面市教育委員会

令和7年第12回
箕面市教育委員会定例会議録

1. 日 時 令和7年12月18日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひとみ 君
	委 員	荒 木 友 博 君
	委 員	桑 野 啓 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	久 下 和 宏 君
子ども未来創造局長	藪 本 正 博 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子ども未来創造局 副 部 長	三 島 新 平 君
子ども未来創造局 学 校 教 育 監	高 取 貞 光 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	濱 口 悟 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	山 根 貴 之 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長	渡 邊 弘 君
学校生活支援室長	宇 根 彩 美 君
児童生徒指導室長	赤 城 龍 一 君
児童生徒指導室担当室長	野 村 健 一 郎 君

学校給食室長
子育て支援室長
保育幼稚園総務室長
保育幼稚園利用室長

白井晃世君
吉田将康君
長與恵美君
森川祥充君

1. 出席事務局職員

教育政策室長補佐
教育政策室

伊東真志君
山田麻衣君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 4 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定の件に係る意見の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算（第5号）の件
- 日程第10 箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件
- 日程第11 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第12 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後1時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和7年第12回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。
(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、飯田委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第2「教育長報告」を行います。今日は、議案書の教育委員会活動報告及び行事報告はご覧いただくということで、議案書には書いていないことを2点ほど私からお話させていただきたいと思います。1点目は、文部科学省の派遣研修生として初等中等教育局の学校情報基盤・教材課、GIGAスクール構想推進に係るネットワーク基盤整備のための自治体向け補助金執行を担当している課のかたが11月17日から12月5日に本市教育委員会で研修を受けられました。これは毎年度定期的に実施される文部科学省の研修メニューの1つで、照会があるのですが、箕面市は毎回「受け入れてよいです」ということでその都度受入れをしております。文科省からは、「お客様扱いではなく現場で実務経験をさせて欲しい」ということで、毎回、子育て、学校教育も含めて多岐にわたっていろいろご経験いただいております。最終日

の12月5日に研修終了報告会を開催いたしました。本人いわく、研修の個人目標として、1つ目は教育現場におけるICT活用の現状を知ること、2つ目は箕面市教育委員会と学校現場の関わりを知ること、3つ目は箕面市独自の取組を知り、今後の業務にどのように活かしていくか考えることという3つを掲げて取り組んだということで、私も報告会に参加しましたが、それに沿ったすばらしいものだったなと思います。その中で私が特に興味深かった報告は、文教常任委員会を傍聴したときの感想についてで、国会とは異なるという観点で、本人は2点ほど驚いたということを報告会でおっしゃっておりました。1点目は、実際に研修中に学校で校長から「学校はこういうことが課題である」と、具体的には、地域と学校との関係で悩んでいる、ということを聞かれたとのことです、「既に常任委員会でそのことが議論されているということに驚いた」とおっしゃっていました。最も教育現場に近いところに存在する市議会では、現場の声に即した議論がなされていることを知ったということが1点です。2点目は、1つの議案を深掘りしていく形で質疑が進んで、今後の展望までも議論されているということです。国会では速やかに次の議題に進むということであまり深くにはいかないため、1つの議案を掘り下げているということが率直に驚いたということでした。やはり、見方が変わるとそのように驚くのだなというのが私の感想です。私からは、少し嫌ごとに聞こえたかも分かりませんが、国がこうあるべきと考えていることがそのまま上手く全ての自治体でぴったりはまるということではなく、市町村によって、自治体ごとによって、様々な事情があり、苦労しているということは分かって欲しいということと、きっとそのことを少しほは今回の研修で知ったと思うので、知るということだけでも研修の価値があったのではないかというお話をしました。また国に戻っても、この出会いを大切に、お互いにメリットのある関係を築いていきたいなということでお話をしました。正直、研修生の受入れは日程調整も含めて結構大変です。事務局は大変だと思いますが、私としては今後も続けていきたいなというふうに思っています。2点目は、スクールロイヤーを配置していただきましたが、このスクールロイヤーによるいじめ授業を12月12日に箕面小学校6年生で実施いたしました。今までそういういじめの授業を弁護士のかたに来ていただきてやっていますが、やはり外部講師に依頼すると調整に時間がかかり、さらに報酬も必要になるということで、今回は北村教育政策室担当室長が授業をしてくれました。人権とは何か、あるいはいじめとは何かなどを、まずはしっかりと押さえた上で、いくつかの場面を想定したロールプレイを行って、子どもたちにどのような気持ちになったのかを実体験させ、外見上で判断するのではなく、された人がつらいと感じるようなことすべてがいじめであるということを認識させていました。また、いじめの授業でよく使われる心のコップの水の話ですが、実際にコップと水を使って実演されていまして、いじめを受けている人の

辛さや状況を理解させて、既にコップの水が満杯になっていれば、たった一滴の水でも溢れてこぼれてしまうというようなことも実体験として説明されました。そして最後に、いじめをしている人、それをはやし立てる人だけが悪いのではなく、その様子を見ても何もしない、いわゆる傍観者も同様に悪いのだと、今後はそういう場面に出会ったときには傍観者でなく行動できる人に変わらないといけないということを伝えて授業は終了しました。せっかく配置していただいたスクールロイヤーですので、何か事案が起こった際に迅速かつ適切なアドバイスをもらうこと自体、我々は非常に助かりますが、やはり今回のように予防の観点を持った取組を今後積極的に行っていきたいなというふうに思っています。本来は3点目として、学校給食甲子園の話をお話したかったのですが、これは私がするより、本日学校給食室長が同席していますので、その他のところで説明させていただけたらなというふうに思います。以上をもって教育長報告にかえさせていただきます。

- 教育長（藤迫稔君）：何かご質問、ご意見ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）：まず、日程第3、議案第91号「箕面市保育料に関する規則改正の件」、日程第4、議案第92号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、日程第5、議案第93号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」、日程第6、議案第94号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。
(“異議なし”の声あり)
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、自治体システム標準化に伴い、教育委員会として改正の対応を要する規則などが9件ありますところ、そのうちの保育幼稚園利用室が所管する4件の規則に係る改正につきまして、来年1月当初での施行の目途がついたことから、先行して提案するものです。なお、残り5件の規則などにつきましては、学校生活支援室におけるシステム移行が完了するタイミングを見計らい、一括して改正する予定です。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：これはシステム統一化による事務的な改正ですので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、それでは、議案第91号、議案第92号、議案第93号及び議案第94号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第7、議案第95号「箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：本件は、箕面市立保育所条例施行規則の改正に伴い、引用規定を見直す必要が生じましたため、また、申請書の文言を整理するため、箕面市病児・病後児保育実施要綱の一部改正を提案するものです。病児・病後児保育の利用料を規定している別表について引用元の箕面市保育所条例施行規則の別表が削除されるため、変更するものです。次に、病児・病後児保育利用申請書につきまして、診療情報をより適切に把握するため、「治療経過」の欄を「病状の経過」に変更するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：これも事務的な改正となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第95号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第8、報告第63号「箕面市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定の件に係る意見の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定の件について、令和7年11月27日付けで箕面市議会議長から意見聴取の依頼があったため、教育長が臨時に代理し、賛成する旨の意見を提出したので報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：本件は既に教育委員会会議あるいは総合教育会議で十分議論した件ですので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第63号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第9、報告第64号「箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算（第5号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、令和7年度当初予算編成以降の令和7年12月16日に成立した国の補正予算による事務の変更などに伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和7年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。子育て関係について、歳入におきまして、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金の570,805千円を、歳出におきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業の570,805千円をそれぞれ計上しています。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第64号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第10、議案第96号「箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： 本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員の任期満了に伴い、引き続き委員を任命する必要が生じたため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第2項の規定に基づき、新たな委員の任命についてご提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（荒木友博君）： 今回の任命の件で、いじめが発端する前、発生する前というところも大事だと思っていまして、その中で、現在、SNSなどのいじめも増えている中で、この新たな任命者のかたはそういうところにも精通しているのでしょうか。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： SNSに特化したかたということではないですが、弁護士のかた、また教育関係者ということで、そういう法的な観点でいじめ問題にも関わっておられるかたであったり、教育関係者ということで、昨今、非常に大きな問題になっているSNSの課題とその解決、未然防止についても、それぞれの専門分野の観点からご示唆いただいているところです。

○委員（荒木友博君）： 形式的な任命ではないというところが聞けたのでよか

ったと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

○教育長（藤迫稔君）：冒頭に私が少しスクールロイヤーのお話をさせていただきましたが、新たにスクールロイヤーを開始しましたので、この委員会との関係性について、委員会と合体してよい方向にいくよう既に指示しています。上手くいきそうな感じがするので、密にして、箕面市教育委員会みんなで全力でやろうと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第 96 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 11、報告第 65 号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じましたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定によりご報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第 65 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 12、報告第 66 号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和 7 年 11 月 20 日に開催された令和 7 年第 11 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第 66 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認

されました。

○教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見などありますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告など」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局児童生徒指導室担当室長：部活動の地域展開事業の現状について報告します。令和9年度の中学校の部活動終了と、それに伴う地域展開の推進に向けての事業の進捗状況について報告いたします。現在、国のガイドラインの正式な公表を待ちつつも、既に出されているガイドラインの案を参考に、箕面市としての部活動地域展開推進計画の策定について準備を進めております。また、地域クラブ立ち上げのための支援の内容や、参加生徒の保護者への会費の補助などについても、本議会でのご議決をいただいたら、速やかに制度化できるよう準備をしているところであります。次に部活動地域展開事業に関する情報発信についてですが、9月から10月にかけては、各中学校、小中一貫校などで保護者、地域対象の説明会を実施し、今月15日、16日はズームで小学5、6年生を対象とした説明会を行いました。また、地域クラブが中学校施設を利用していくことで、現在中学校施設を利用している施設開放利用団体の今後の利用にも影響が生じることから、今月15日からは各中学校、小中一貫校で、施設開放利用団体のかたを対象に説明会を行っているところです。現在準備している箕面市としての部活動地域展開推進計画では、みのお地域クラブとしての認定要件を規定する予定ですが、その計画が確定次第、みのお地域クラブとして参入を希望される団体を対象とした説明会を行っていく予定です。

○教育長（藤迫稔君）：以上の報告に関しまして、何かご質問はございますか。

○委員（高橋太朗君）：部活動の地域移行に関しては、やはり持続が難しい、持続が不可能ということで、箕面でも地域展開を進めているというところだと理解していますが、具体的には熊本市では部活動を残していくというような報道がされており、やりようによつては部活動を残していくことが可能ではないかと思わせるような情報が結構目に入ります。その点、箕面ではどうなのかというところを、ぜひ熊本市の状況も踏まえてお聞かせいただきたいと思いますが可能でしょうか。

○子ども未来創造局児童生徒指導室担当室長：今のご質問についてお答えいたします。熊本市でも、現状のまま部活動を残すということではなく、部活動を「拠点校部活動方式」という形で、市内の部活動数をある程度絞り、学校単位で加入するという概念を外して、生徒は自校にやりたい種目がない場合は近くの学校で行われている部活動に行くという形をとるとされております。現状の状況については、熊本市に確認いたしましたところ、既にいくつかの学校で拠点校部活動を実施しているとのことです、平日の部活動実施時間帯は従来の

ままであるため、他校生が参加する場合は、移動時間がかかるため練習途中に合流するような形をとっているということでございます。また、熊本市の特徴としましては、部活動の顧問業務に対しては、外部指導者だけではなく、教職員にも適正な報酬を支払って部活動の持続可能性を追求されておられるという点が挙げられますが、これは、熊本市が政令指定都市であることから、教職員の給与に関しては、熊本市が定める熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例で規定しているという点も大きく影響しているものと考えられます。しかしながら、部活動顧問業務に対する教職員の報酬の支払いについては、教職調整額との重複という大きな課題があり、その点については現時点で、熊本市でも整理ができておらず、法的整理を行っているというふうに伺っております。箕面市の場合につきましては、教職員に対する給与権は持っておらず、また、教職調整額との整理も困難であることに加え、大前提として、学校部活動における顧問業務は「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で規定されている時間外勤務を命ずることが可能な業務ではないことから、部活動の枠組みを残したまま、教員に適正な報酬を支払って顧問業務を担わせるということはできないと判断しました。本市としましては、国が示している方針を基本に、市としての認定要件を設け、認定されたクラブが中学生の新たな活動機会を提供するみのお地域クラブ活動により、これまで部活動が担ってきた意義などを継承しつつ、生徒はこれまで以上に多種多様な活動の機会に触れ、異学年だけでなく、他の学校の生徒や幅広い年代とも交流できる新たな価値を持つ活動に展開していきたいと考えております。

○委員（高橋太朗君）：やはり、箕面市では持続が不可能であるということが理解できました。そうであれば、やはり今までの部活動に負けず劣らず、そういう活動ができる環境を整えていけるように箕面市としても力を入れていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○教育長（藤迫稔君）：今の説明で少し共有しておきたいのは、拠点方式ですが、実際には学校以外の職員がやるのが基本で、教職員はやりたい人はやってもよいという立て付けですよね。

○子ども未来創造局児童生徒指導室担当室長：もちろん外部の人にも指導していただきますが、熊本市としては1,600人の顧問業務を想定されており、そのうちの800人については希望する教職員が兼職、兼業をするというふうに考えられています。そのため、半分については学校の職員というふうに考えているとホームページなどに載っております。

○教育長（藤迫稔君）：直接、熊本市にも尋ねたということですが、これは恐らく基本的には無理で、先ほど説明しましたが、押さえておきたいのは、校長には教職員の安全配慮義務があります。しっかり健康を見て、勤務時間内に教

員が最大のパフォーマンスを発揮するというようなことも含めて見ていかなければいけないということです。また、今、国でも議論されていますが、学校の先生は「どこまでが時間外で、どこまでが時間外でないか」という線引きが非常に難しいです。明日の授業を高めるために自分の学習をする、自分のスキルを高めるために自主学習として残っているのか、業務として残っているのか、子どもたちの議論をしているのは本当に正式な会議で議論しているのか、そうでないのかなど、やはりグレーです。そのため、時間外という設定がなく、それなら給料月額の4%、ちなみにこの4%が段階的に10%になっていくわけですが、給料に上乗せしていきましょうということです。本来、我々なら時間外が付きますが、分かりにくいで4%、5%、6%と上乗せしましようということです。すると、これの許す範囲があるわけですよね。何でもかんでもやって4%というわけではないですよね、ということになります。法律で時間外を命令できるのは、「各学校の実習」、「修学旅行や運動会などの主催行事」、「職員会議」、「緊急時、災害時、臨時」という4つです。この4つ以外は校長が命令してはいけません。この4つは命令してもよく、これに生じた時間外は、現在給与に4%上乗せしていますよねということが前提です。この4つに含まれていない部活動については、土曜日や日曜日にも試合がありますので、時間外を前提に成立しているこの制度というのが機能しなくなるということです。では、今までなぜできていたのかというと、長い歴史の中で、「中学校に行ったら部活動の顧問をしないといけない」、「校長も言っているからしないといけない」という感じで曖昧にしてきたからですが、今後は、世の中そういうことにならないということが基本的なベースにあるということです。そういう部活動が成り立たなくなったら子どもたちが可哀想ではないですか。部活動の意義というのは絶対あります。私ごとですが、この年になっても加入していた部活動の同窓会はあります。クラス会はないですが、部活動は先輩も呼んでやります。それはなぜかというと、やはり部活動に意義があったから今も続いているのだと思います。そのため我々はそれを大事にしていきたいですが、一方で、やはり法でこれはだめですと言われているので、今のままでは進められません。では、その代わりに何か手立てがないかというのが、部活動の地域展開ということですので、それを市民の皆さんや保護者の皆さんに理解していただくために、説明を丁寧にしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：冒頭に言いましたが、今回初めて学校給食甲子園にチャレンジいたしました。一連の流れと思いを学校給食室長から説明していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○子ども未来創造局学校給食室長：全国学校給食甲子園は、学校給食の献立内容を競う全国で唯一のコンテストです。子どもたちがより一層おいしいと喜ん

で食べてくれる学校給食にするための新たな取組の1つとして、今年度箕面市が給食甲子園に初めて応募いたしました。学校給食を調理している学校などに勤務する栄養教諭などからの応募であることが条件の1つでありましたので、今年度は、実際自ら手を挙げてくださった彩都の丘学園の学校栄養職員が箕面市の代表となってくれました。1次審査、2次審査と書類審査が何度かございまして、給食甲子園につきましては3次審査を通過し、応募総数1019件の中からブロック代表の24名に選ばれました。また、ブロック代表に選ばれた24名については、給食甲子園で別途開催される食育授業コンテストという給食甲子園へ応募した献立を使って、実際に子どもたちへオンラインで食育指導することを想定して作成した動画のコンテストへの出場権が与えられます。箕面市は、こちらの食育授業コンテストにおいても最優秀賞1名に次ぐ優秀賞8名の中の1名に選ばれました。結果として、給食甲子園では残念ながら最終審査には出場できませんでしたが、1019件中の24名というブロック代表になれたことや、食育授業コンテストで優秀賞を受賞したということは、子どもたちに胸を張って、「箕面市の学校給食は全国的に見てもすばらしいんだ」と言える結果が出せたと考えております。来年度も給食甲子園へ応募する予定で、既に献立の検討などを始めております。箕面市の学校給食の特徴である低アレルゲン献立、地産地消、週5回全て米飯の学校給食で食育を推進しているということをアピールしまして、さらに上位入賞を目指して頑張りたいと考えております。

○教育長（藤迫稔君）：この件について何かありますか。

○教育長（藤迫稔君）：食べられなかつたのだけが残念です。次回、来年はもう少し早めに食べられる日を言っていただいたら、教育委員の皆さんにも食べていただいたらよいのかなというふうに思います。

○教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案6件、報告4件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和7年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時34分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 (本人自署)

委員 (本人自署)